

提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について

- ・ これからの河川整備における環境保全の重要性とポイントを明確に打ち出し、その後そのための施策を説明する、という流れを見せるため、2章、3章、4章において、節の順番を入れ替える（環境を一番前に持つてくる）。これに伴い、各章の環境部分の書き出し、4 - 5 冒頭文章および（1）の文章を見直し。
- ・ 治水関連（2 - 2，3 - 3，4 - 3）については計画規模以上の洪水（超過洪水）に関する記述および「自然環境を考慮した治水」の項目を追加。
- ・ 4 - 6 ダムのあり方、について、これまでの委員会、部会、拡大委員会での議論、委員からのご意見を踏まえ、記述を見直し（下記説明を参照下さい）。
- ・ 4 - 8 を追加：11/13 拡大委員会に提出された住民意見聴取・反映に関する提言(021101 版)の主要点を盛り込んだ。11/13 運営会議での決定（住民意見聴取・反映に関する提言については、主要な部分を集約し、流域委員会提言に盛り込む。なお、住民意見の聴取・反映に関する提言としては、より具体的な検討を進め、3月頃を目途にとりまとめを行う）に従ったもの。

< 「4 - 6 ダムのあり方」の主な修正点について >

全体的な表現

今後 30 年間の基本方針を示すものであるため、余り細部にはこだわらず、本委員会のスタンスを的確に示し、かつ、誤解・拡大解釈のないように簡潔な表現とする。

ダム建設についての記述を、「原則として抑制」とし、加えて建設される場合の条件（代替案検討のもとでダム以外に実行可能で有効な方法が無い + 関係住民の合意が得られた場合）を記載

これまでの委員会、部会、WGでの議論を踏まえると、ダム建設に関しては、「できるだけダム建設を抑制するが、絶対建設しないのではなく、場合によっては最後の手段としては考えられる」という方向で一致していると考え、その方針を的確に表す表現に修正した。

「流域住民」を「住民団体・地域組織を含む住民」に修正

地域を限定しない表現かつ住民団体や地域組織も含む幅広い解釈とするため、表現を修正した。

計画・工事中のダムについての記述を削除

提言（案）をもとに、河川管理者が「河川整備計画」として流域委員会に諮問されるため、その段階で流域委員会の判断を示すことになる。そのため、提言(案)では「ダムのあり方」についての流域委員会の見解を示すこととする。見解の内容は従来の議論を踏まえたものである。河川管理者から「河川整備計画としてのダム」の提案があった場合は、提言に記述した「あり方」に基づいて判断することになる。

「新規ダム」という表現は用いない

「新規ダム」という表現は、新たなダムの提案を待っているかのような誤解を与えるため、用いないこととした。そのため、構成も（1）基本的な考え方、（2）新規ダムについて、（3）既設ダム・堰について、と分けずに、一つにまとめて記述。

放流操作についての記述を削除

放流操作については別に述べられているので削除した。

以上